

8月16日赤字修正

5 業者選定スケジュール

参加意向確認書受付期限

8月20日（金）→20日（月）

10 その他

参加申請書→提出書類 5箇所

たてやま海の情報発信機能強化業務委託 プロポーザル実施要領

平成30年8月

館山市 経済観光部観光みなと課

たてやま海の情報発信機能強化業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、館山の観光の主軸である海にスポットを当てた、館山の海の魅力を紹介するガイドブックの作成及び海と陸との交流拠点施設である“渚の駅”たてやまの施設パンフレットをリニューアルすることで、館山の海の魅力についての情報発信機能を強化し、海を目的とした来訪者の増加を目指すことを目的として、専門的知識やノウハウなどを生かし、より効果的・効率的に事業を実施できる事業者を、指名型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

たてやま海の情報発信機能強化業務

(2) 業務内容

別紙「たてやま海の情報発信機能強化業務委託仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

金2, 115, 500円（消費税相当額を含む金額）

(4) 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

3 実施方式

指名型プロポーザル方式

4 提出書類

指名された者のうち、企画提案に参加を希望する者は、次により申請すること。

なお、提出物については返却しない。

(1) 提出書類

①参加意向確認書 1部

- ・参加意向確認書（様式第1号）に必要事項を記入の上、提出すること。

②企画提案書 6部（代表者印押印の原本1部、写し5部）

- ・書式は自由だが、A4版での作成とする。ただし、図などはA3版を折り込んでも構わない。なお、過剰な添付書類は避けること。
- ・表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- ・審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本（1部）にのみ記載し、他の5部には社名等を表示しないこと。
- ・デザイン・印刷に関する専門知識を有さない者であってもわかりやすい簡潔の内容とすること。
- ・提案書は、別添「たてやま海の情報発信機能強化業務委託提案評価基準」の評価項目

及び評価基準に基づき作成することとし、提案内容の特徴・強みなどについて、分かりやすく記述すること。

・仕様書の内容を踏まえ、以下を含め記載すること。

a. 業務に取り組む基本的な考え方

b. 業務執行体制

受注した場合、本業務に対応できる社員数、社員の有する能力、役割分担等明確に示すこと。特にデザイン・編集に携わる社員の経験値について簡潔に示すこと。

c. 業務実績

過去に自社において企画・編集したガイドブックや情報誌等の作成に係る業務実績について具体的に記載すること。（審査会時、持参）

d. その他

企画提案において特にアピールしたい点があれば記載すること。ただし、提案上限額の範囲内で実施できるものに限る。

・業務スケジュールについての記載をすること。

③構成案（書式は任意） 6部

仕様書を確認の上、受注した場合を想定し、ガイドブック及びパンフレット全体としてどのようにまとめるのか分かりやすい内容とすること。

④デザイン案 6部

以下のア・イについて提出すること。説明文等詳細は、「□□□」等の表記でよい。画像については、提案者において撮影したものか、提案者が著作権者の許可を得たものを使用すること。なお、デザイン案は選定の資料であり、受注した際、実際にそのまま制作するものではない。

ア. ガイドブック表紙

・カラーで提出すること。

・今回のガイドブックの趣旨を理解した上で、オリジナルタイトルを入れたデザインとする。

イ. ガイドブックサンプルページの見開き

・カラーで提出すること。

・今回の業務で想定されるページで、デザインカ等のわかる任意の見開きページについて作成すること。

⑤提案価格書（様式第2号） 1部

・代表者印押印のうえ、封入封緘押印のこと。

・ガイドブックの経費内訳や企画全体に関わる経費について可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提出方法

館山市経済観光部観光みなと課みなと係あて 持参又は書留郵便等

※持参以外の場合は担当者に電話にて連絡すること。

(4) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都

度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

5 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

| 内 容 | 期 日 |
|--------------|----------------------|
| 参加意向確認書受付期限 | 平成30年8月20日（金月）午後5時まで |
| 質問受付期限 | 平成30年8月24日（金）午後5時まで |
| 企画提案書受付期限 | 平成30年9月3日（月）午後3時まで |
| デザイン案ア、イ受付期限 | |
| 提案価格書受付期限 | |
| ヒアリング審査 | 平成30年9月7日（金）予定 |
| 審査結果通知 | 平成30年9月10日（月）予定 |

6 質疑応答及び説明会

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

(1) 質疑について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

- ① 電子メールにより、質問書を提出すること。
- ② 他の方法による質問書は一切受け付けない。
- ③ 質問書は様式第3号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 電子メール送付先館山市経済観光部観光みなと課
アドレス minato@city.tateyama.chiba.jp
件名は「たてやま海の情報発信機能強化業務委託に係る質問」とすること
- ⑤ 受付期限 平成30年8月24日（金）午後5時まで（必着）
- ⑥ 回答方法 随時、本プロポーザルへの参加を認められた者もしくは参加を認める予定の者全員に電子メールにて回答する。

(2) 説明会について

本プロポーザルについて説明会は開催しない。

7 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添「たてやま海の情報発信機能強化業務委託提案評価基準」に基づき、審査委員会（以下「委員会」という。）において企画提案書評価およびヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

(1) ヒアリング審査（プレゼンテーション）

委員会は、提案者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションは、次のとおり行う。

- ① プレゼンテーションの時間は、1者につき概ね20分間とし、10分間の質疑応答

時間を設ける。なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

- ②当日の説明は、予め提出した提案書を使用すること。
- ③審査の公平性、透明性等を確保するため、社名等が委員会の委員に分からないようにすること。
- ④業務を受託した場合に、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。
- ⑤必要な機器類（PC、プロジェクター、OAタップ等）は全て提案者が用意すること。
ただし、スクリーン（80インチ）は本市で用意する。

8 最優秀提案者の決定等

- (1) 審査（ヒアリング）終了後、委員会において、提案書による評価と費用を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。なお、評価の方法は別添「たてやま海の情報発信機能強化業務委託提案評価方式」に準ずる。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 得点が高点の場合は、内容点の高い者を上位とし、その点数も同じ場合はくじ引きにより順位を決定する。
- (4) 選定結果については、全てのヒアリング審査参加者に通知する。
- (5) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、市ホームページに結果を公表するものとする。

9 契約に関する事項

- (1) 委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、8(2)で付けた順位が上位のものから順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを市は受託者と決定する。
- (2) 契約書の作成
本市と受託者で協議したうえで契約書を作成する。
- (3) 支払いの条件
 - ① 前払金は支払わない。
 - ② 支払い方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。
 - ③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、本紙と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

10 その他

- (1) 応募者が1者の場合であっても、委員会を開催し、選考を実施する。なお、点数評価が30点を下回り、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと委員会で判断したときは、その企画提案を採用せず、応募を失格とする場合がある。

- (2) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 参加申請書提出書類等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (4) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (5) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (6) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。
 - ① 提案書の提出期限に遅れた者
 - ② 委員会による審査（ヒアリング）に遅れた者
- (7) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 参加申請書提出書類等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (9) 参加申請書提出書類等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書提出書類等を公開する場合がある。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (11) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (12) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (13) 実施要領等の交付に関する事項
 - 実施要領等は、館山市ホームページよりダウンロードすること。
 - ホーム> しごと・産業情報> 入札・契約> 入札・契約について> 指名型プロポーザルの予定・結果

1.1 問合せ・質問・企画書等提出場所

〒294-0036

館山市館山1564-1 “渚の駅” たてやま内

館山市経済観光部観光みなと課みなと係

担当 平野

TEL 0470-22-3606 FAX 0470-24-2404

E-mail minato@city.tateyama.chiba.jp